

讀史餘論

新井君美著

七八

柳田文庫

文庫11

A1617

4







文庫 11  
A 1617  
4

讀史餘論卷七  
 二月十三日、信濃守行光上洛。六條宮冷泉宮終  
 子冠者時元時政の女多勢を免る。駿河國  
 尔城郭を構て、東國と管領す。尼乃仰て、金窪兵衛尉行  
 親等討手とす。時元自殺す。承久記は、  
 河野冠者手は、源氏多勢を免る。是、鎌倉

讀史餘論 卷七



48 10781 010190529326



殿小をたり。後ハむすらめとのく。去りあり。義  
 時此事傳ハ聞て。何條さる事乃あふ。さして。討  
 手伐つら。ハ一攻ら。まを。身小。やま。事な。あ  
 れとも陳す。ふ。及。つ。散。に。戦。て。自害。して  
 う。勢。ぬ。と。云。ふ。こ。ま。ふ。ら。ハ。東。鑑。の。記。七。月。十。九  
 日。九。條。左。府。道。家。孫。子。三。寅。丸。下。向。あり。二。年。中。一。年  
 成。隔。て。承。久。に。亂。あり。三。年。六。年。公。家。の。事。  
 承。久。に。亂。後。二。年。と。屋。た。て。元。仁。元。年。六。月。十。三  
 日。義。時。死。執。權。廿。年。東。鑑。小。日。比。脚。氣。に。上。霍。亂。小  
 て。彌。危。急。なり。ハ。若。君。小。申。して。今。朝。宣。時。に  
 出家。して。死。矣。昨。朝。より。彌。陀。成。唱。て。急。ら。矣。外。縛

乃印を結び念佛十遍の後終不順次。律法と云  
 ふ。保曆間記。ハ。近習。に。小。侍。を。免。に。刺。殺。さ  
 せ。し。と。見。ゆ。一。説。小。近。侍。深。見。三。郎。と。い。ぬ。之。の  
 あり。は。一。免。彼。の。父。數。個。所。の。地。頭。たり。一。小。罪。阿  
 り。て。こ。ろ。さ。ふ。其。三。人。此。子。を。流。さ。せ。り。年。經。て。赦  
 さ。せ。て。長。子。三。郎。近。侍。や。なる。父。此。罪。と。も。贖。ひ。又  
 弟。を。も。召。仕。ハ。此。人。事。成。思。免。て。夙。夜。を。事。小。及  
 一。つ。と。一。所。を。も。終。ら。し。又。弟。を。を。赦。さ。し。一。つ。ハ  
 恨。ま。て。其。病。小。乘。して。刺。し。た。ふ。を。亘。理。平。太。と。い  
 ふ。もの。七。十。餘。歳。な。ら。侍。小。あり。て。推。隔。し。さ。り  
 ら。な。つ。了。義。時。を。刺。ま。ぬ。深。見。を。亘。理。う。ち。計。を



按するに本朝古今第一等は小人義時と云く  
 之なり。三帝二王子は流し一帝は廢しまぬら  
 勢頼家并ふそは子二人禪師君又頼朝は子一  
 人意法坊生親むすの腹不出来頼朝の弟  
 一人成姪二人冠野そは中公曉とて實朝  
 を殺さきありさす其姦計はそは景時  
 義盛は殺せし事前論しきかまわらて其  
 死と得べき東鑑は記とし所信をたらし順  
 次往生は類皆是文飾のみとさたる事明を  
 保曆記にもあるなり也と義時は奸計

を遂し事そ外戚は勢小倚りし故也譬ハ王莽  
 元后は力はありてついに漢鼎は移せし如  
 く本朝は蘇我馬子元舅は親小なりし  
 用明は皇弟孝穂部皇子及し守屋乃大連は殺  
 しそのら終る崇峻を殺し参せしなり此  
 たうは類をれく義時は罪惡をなは馬子に  
 軼たり  
 義時死後二七日は泰時時房鎌倉小歸る此時西  
在京中一日を履して泰時二位尼見参將軍御  
 後見は命をらは先是廣元と議して此事楚忽  
 らむ歟とありしに廣元入道のくて今日に及ぶ



猶遲し世に安危、人疑懼。治定有へき事也。早く其沙汰ありしといひし故也。義時死を後、泰時舎弟等討屠して下向を以て四郎政村の邊にのこさる。政村の母を伊賀守朝光の女也。故小伊賀式部丞光家兄弟政村伐後見として宰相、中將實雅を將軍とせむと謀り、此實雅を義時當腹の女婿を称す也。泰時小らく告知らす人ありし、不實なるを要人に外を參事し、ら次として誅し、以て有る。廿九日、時房、男掃部助時盛、泰時の男武藏太郎時氏を上洛せしむ。物騒し折ふといふ。二人をから申せ

しを京師に猶人疑ありし、さやく警衛せしめて遣す。七月四日、三七日乃佛事あり。五日、夜鎌倉中物騒して、光宗兄弟義村の家小往来し。又義時後室をとり、此事變をすとの盟ありと傳ふ。女房告し、泰時のれら兄弟變すといふ。をとの契約尤神妙也といひけり。五七日、能明る日、<sup>十七</sup>近國乃輦馳集り、此夕大小さへ、予、時不、二位の尼駿河局をり具して、義村のもとにゆき、此不と世をつらからし。政村、光宗等汝の家小往来頻也と聞ゆ何事そや。泰時、謀まるとや。此人の功ありし、承久の亂、小關東今日形

續史余論 卷七



誰らまゝにさらは義時より川を此人小あらずハ  
誰らハあふへき政村と汝と父子能く誰ら疑  
なう能へき無事乃様をものらふ魚しといふ義  
村之能くふりて成申しを此を政村を扶持せん  
ら和平能計を廻らさん歎たし以て申切を屋し  
と阿党は義村四郎殿ハ全く異心なき歎光  
家等申を事阿里制止成加ふ屋きりて成誓ひし  
らハ二位尼還り終ひぬ明日義村泰時をそと小  
ゆき光家等成制止とてしりて陳を泰時さらけ  
政村にたゞ小害心なき以て阿黨を存せんや  
とて喜ひし色も驚きし色もなり四十九日能佛

事能夜ハ鎮倉中さハハハハ旗成をいハハ鎮著  
明きは閏七月一日二位能居若君成くして泰  
時の家小入義村小使して世を鎮むしと申せ  
しゆち昨夜能騒動殊に驚き思ふ所也とて義村  
をめして我いよ若君成具して泰時時房一所小  
あり義村を各別なふららたててと免た  
き其餘宿老等悉く召集む八月小廣元ハ老病小  
ふとて召して光家等謀あらと此ぬ但し御相  
以上關東能沙汰不及ひつたし義時ハ後室と光  
宗等を流罪たさし餘黨ハ罪科小及ハハハ

讀史余論 卷七



言史餘論  
卷之六  
實雅上洛して、伊賀四郎左衛門尉朝行六郎左衛門尉光重、式部太郎宗義、伊賀左衛門太郎光盛等、これ小治たふ。廿九日、小伊賀式部丞光宗政所執事職、免。五十二個所、所領、免。外叔、隱岐入道行西、小預らふ。廿二日、小百日、佛事ありて、廿九日、小義時、後室の尼伊豆國北條、下して龍居とて、實雅を越前、光宗は信濃、小流さ、其弟朝行光重等、小京より、すくに鎮西に流して、事定家。九月五日、義時遺領を男女乃子、小、うり、う、後、泰時二位、尼、申請し、所也、嫡子分すく、なう、う、は、い、う、た、と

有、小泰時執權、身領、所等、事は、ある、う、ち、小望、此、小、舎弟等、成、顧む、る、事也、と、い、ひ、に、二位、尼、為、さ、り、小、感、涙、を、流、し、終、い、き、嘉祿元年六月、正四位、下前、陸奥守、大膳、大夫、大江、廣元、卒、八十中、納言、匡房、其、曾孫也、四代、其、幕府、小、仕、へ、て、參政五十年、子孫、多し、上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河、長井、那波、毛利、海東、水谷等、其、祖也、按、と、る、小、廣元、累世、王家、其、臣、と、して、賴朝、成、と、さ、り、六十州、と、して、其、掌握、小、歸、せ、し、免、義時、を、助、て、承久、の、謀、主、たり、と、其、人、當時、其、望、あり、し、う、も、時政、一、幡、を、殺、し、時、を、う、ま、成、假、り、て

言史餘論  
卷之六



ところつうらをかき、たうけく義時の奸詐成恣小を  
 常にうけ成りて私を營み、さし此を此人  
 ちと利朝家お背きしゆを小あらしを頼朝にそ  
 ろむさききり、其乗倭多智に社を又義時の亞奈  
 るへし、玉海小頼朝廣元お委ぬるお腹心成以  
 てそ、恐らるる獅子身中の蟲也とのこまひ  
 事先見ゆ明ありとゆふ  
 二年七月十一日、二位左平政子薨、心六十貞永元年  
 五月、泰時撰定式目、泰時二男時實高橋某に殺さ  
 る、高橋捕きて誅せらる、三年六月、泰時卒、六十  
 執權十九年、嫡孫左近將監經時職とけく、嫡子修  
 時

氏、寛喜元年六月、頼朝、寛元二年四月、頼朝、乃  
 子頼朝六歳、日、元服、將軍に任せらる、從五位上  
 右少將たり、頼朝二歳して下向、九歳にして將軍た  
 り、十八年、乃て讓らる、天變、謹慎し、乃て  
 多に、去年十二月廿九日、午時、白虹貫日、此事、小  
 りて頼朝種、乃祈禱、此事ありき、一説、小實、北  
 上威、恣小とむとて、勿、三年七月、頼朝落飾、廿一  
 此月、經時、妹、檜皮姫を頼朝、乃室とす、頼朝七歳、女  
 四年四月十九日、經時病危急、職を其弟左近將監  
 時頼朝讓り、落飾、閏四月朔日、武藏守、經時卒、三十  
 執權五年、同月十八日、亥時、乃り、鎌倉中、騷動、甲士  
 羣集、廿日、近國、御家人等群參、五月廿二日、寅時、城



言身餘論 卷七  
介義景家中并尔甘繩邊騷動。廿四日、鎌倉中大小騷動、去て小过过、残るたむ。面々御所小参り、時頼の方小申く、廿五日、時頼、它警衛さひ、卯時御使し、て但馬前司定員来社と入る、越後守光時義時孫御所小申し、今曉出奔、髪を剃て、髪を時頼小贈る、去る光時頼經る近習さし、時頼討むと謀る事發覺せし、小少ふといふ、光時弟尾張守時章、備前守時長、右近大夫將監時兼等々野心なりと聞ゆ、干以後又羣参の士旗をあく、今日遠江修理亮時幸病小よりて出家、六月一日、時幸卒、十三日、光時伊豆國尔流し、廿

飛字上或  
脱群字

七月、時頼經越後、守時盛、佐介第小入り、上洛門出、儀也。七月十一日、入道將軍頼經上洛、廿八日、入洛、八月一日、尔供奉人、成歸、能登前司光村落涙、不堪、廿餘年、昵近人、也、按、光時急に其上と逐ふ、時頼寶治元年、即寛元正月廿九日、羽蟻羣飛、廿日、星流、三月十一日、由以濱、潮血の如し、十二月、流星、十六日、鎌倉中騷動、十七日、黄蝶飛、四月四日、秋田城、介景盛、入道、覺地、東来、此、孫に時頼、許小たりて、長居、十一月、子息、義景、或諷、孫九郎、泰盛、を鼻つ、此、三浦、其輩、當時、小秀て、傍若無人、なり、世既、季に、な、る、は、我子

讀史餘論 卷七



孫ら此所不對揚に足ふ一ら其思慮有る事  
たつに。義景泰盛等急りて武備此等事。奇怪の  
一云云。廿五日巳刻日暈あり。六月十八日流星  
廿一日鶴岡乃鳥居此前札をり。曰く若狹前  
司泰村獨歩之餘。依背嚴命可被加誅罰之由有其  
沙汰能可有謹慎云。此不と時頼輕服ありて  
泰村の家あり。廿七日。一族羣集。夜に入  
て鎧腹卷残粧不音聞えり。此不と告申す人  
多々此とも信用あらさる。忽尔符合と  
思ひあつて。五郎四郎といふ者一人に太刀も  
たてて家不歸不泰村内。不陳謝不及。廿八日。

夜不不。三浦此者。其の家家人を。其の  
見き。此の面。兵具。安房上總  
等此領地より。船にて甲冑。此不  
戌申す。廿九日。三浦五郎左衛門尉時頼。もと  
來り。去は十一日。津輕此濱。大魚流來。偏如死人。  
先日由以。濱水紅。事此魚死。故。其  
比奥此浦。浦水之紅也。此事文治五年泰衡。時  
建仁三年左余吾の事。建保元年義盛。事有。由  
勘申と云。六月一日。時頼近江四郎左衛門尉氏  
信を泰村に許す。其旨。其故。兄弟他  
村此間世上。物騒偏似。一身之愁。其故。兄弟他

續史餘論

卷之七

七



門ふこえ己正五位下たり其外一族多帶官位刺  
 守護職數個國莊園數百町残つうさとか榮運極  
 りぬ。讒人其慎るさ小あらそと以ふそ其侍不弓  
 矢鎧の唐櫃乃はを數十本あり郎從友野太郎  
 して見せしに既侍不積れく所鎧匣百二十合  
 歟其より從還り申せしを時頼は用心以よく  
 さいしし。二日近國御家人等時頼の家小馳集て  
 旗とあく三日泰村は南庭に落書あり檜板も志  
 るせり其詞ふふ程世間のさハ事何故と  
 去らて候御邊うたれさふハ事也。さい入る  
 せし御心得のため申候泰村使して其に於て

野心あらそ世の中一沙汰するふにうて國國  
 郎從等さたり集まりさうて讒口其とも為歟  
 御不審あらは早之追返す魚し他人に上り  
 事なれんふそ衆力非しは御大事残支ふ一  
 らは進退貴命に随ふしと以ひし小時頼敢て  
 疑ひ申す事なると答ぬ。四日御家人并し時頼  
 祇候人等退散すしとさう觸らふ五日曉し里  
 倉中いふ物騒時頼萬年馬入道残使として郎  
 從等と志河の魚しと泰村小いおれく新次郎平  
 左衛門入道盛阿小誓紙とた勢異心あらはれよ  
 さいいし泰村殊小悦ひ盛阿座とたちて泰



是時頼高野入道と議して之を誅せしむる其奸計畏る

村猶座る阿里うちを其妻湯漬をす、免て案堵我賀を、高野入道覺地うくと聞て、此のち泰村の氏族いとり驕侈なふ、其時彼尔對揚なふより、た、此時小雌雄我決さよきて、父子一族泰村の家尔馳向いて、うら我飛了、泰村大尔驚さる防戦ふ、盛阿馳歸りてらるといふ、時頼此上ほくて實時して御所守ら勢、六郎時定を大將とす、時定ハ毛利蔵人、大夫入道西阿を御所尔参らむとせしを、其妻小泰村、妹なり、諫らきて、泰村に陣に馳えり、依、時頼に事を聞て、午時尔御所尔参り、北風南小らとあり、うら泰村に南隣に火我放り、

泰村光村等法華堂小ゆきて頼朝に影前して自殺を宗たる輩二百七十人都合五百餘人也、此中御所番帳をゆるしとて、二百六十人、此外縁坐して罪せら者舉て數ふるらるる京都に殊状小、若狹前司泰村能登前司光村以下舎弟一家之輩今日已刻已射出箭之間被誅罰候訖と云云、法華堂承仕法師天井うら、いし事書小光村云、入道頼經此時任禪定殿下内、仰旨則可執武家之權、ふら我若州乃猶豫よりきて後悔有餘とて、ふら顔我削り猶見知らふ、いしやといふ、其血御影と穢を、又御堂を焼んとするを



泰村制止云。泰村云。義明以來四代に功績あり。又北條外戚として内外をなす事。事を思ひて。一往に諱ありて多年を哀しむる事。被て。より久し。但故駿河前司殿他門乃人々死多し。死罪不申し行ひ。此に孫儀止し。多し。以て罪報の果を所歟。令死。泰村以下に妻兒等ハ命候。を恨む。らら。云々。泰村以下に妻兒等ハ命候。を恨む。けて諸國に預らる。七月北條相摸守重時。義時男。泰時。京都より下向。時頼を招き。依て也。是より。兩執權たり。重時ハ陸奥守に在り。時頼相摸守

に任む。其後建長三年。上。月。日。不行法師矢作左衛門尉。長次郎左衛門尉久連等。伐捕。謀反。不よりて也。由七日。叛人伐誅。近國御家人等。馳参ふ事夥し。皆返さる。四年。二月。日。和泉前司行方。武藤左衛門景頼。上洛す。皇第一宮。と申して將軍とせん。た。也。廿一日。法性寺禪定殿下。道家。奥州相州以下群参。彼。御事有説。等武家可有籌策之期也。云々。四月一日。後嵯峨。上皇第一宮。一品中務卿親王宗尊。御下向。同七年八月。頼經卒。三十。十月。頼嗣卒。按。に。

言史餘論

卷一



宗尊之親王たわらむ故。公御殿上く二三輩近侍  
 して儀式嚴重。前代不超たわらむといふ  
 按多ふ。三浦光村の死期不中とて道家公  
 内之に仰ありし由也。よき關東成謀られし由  
 聞ゆといふ。其を頼經に父頼嗣に祖をよき。其  
 儒にてありし。了行の事發覺せし。は道家  
 自殺し多し。又武家よりからしむるや。  
 頼嗣成急不逐出せし。了行の事より起れり  
 と見えし。但しこれらもいふ。を謀計しやい  
 ふ。

建長五年十一月時頼建長寺と建て供養を導師

異字下一  
 本有國字

宗僧道隆。蘭溪と號を。大覺禪師是也。異僧  
 此在左。社成始也。康元元年三月。重時辭職。  
 其弟政村成。以て執權とす。十一月時頼辭職。  
 武藏守長時執權とす。長時子時頼落飾。山内  
 不。退居最明寺。號を。三。文應元年二月。故近衛  
 兼經公の息女下向。時頼の猶子とて宗尊に嫁  
 了。廿。宗尊。七月。僧日蓮時頼小對面。弘長元年。  
 十一月。陸奥入道重時卒。極樂寺と號を。是赤  
 槁に祖也。二年十一月廿八日。僧範寔死。親鸞是也。  
 九。三年十一月廿二日。相摸入道時頼卒。三十二  
 男時宗十三。て家督とす。



按多々小時頼兄もつて權を掌り。始小其主  
 を逐ひ、經其後三浦一族を謀りて終る滅す。か  
 ら移り又其主伐逐ぬ。頼峯殿能薨去を二世此  
 人關東此籌策を疑ひ、今となく舊主二人共小  
 相繼て卒せり。此一疑を死にあらを、ふくて後  
 嵯峨上皇此皇子伐關東乃主となす。攝家の息  
 女を己の子となして御息所となす。長子伐捨  
 て、幼子伐立て、此れ死す後その  
 家亂此す。此れを以て觀る時、彼を泰時と  
 並稱する事心得ら此れ、此れのみ、此れ後次  
 七、此れ終て異國乃僧伐迎、禪窟を開く。今に世

乃費を後、後此賢明と、此れ事吾其故、此れ  
 文永元年八月、長時卒。此れ左馬頭時宗執權あり、相  
 摸守小任是。時頼長男武部丞時輔、在京して時  
 茂と、長時弟兩六波羅たり。時宗家督此後ハ、政村長  
 時、此れ伐輔佐して。時宗、畷秋田城介泰盛、主權  
 勢ありき。三年三月晦日、御所此和歌會、四月廿二  
 日、御腦ふりりて松殿僧正良基、驗者として護身  
 あり、此れ一、御沙汰おれり、六月十九日、時宗  
 の第にて秘せる沙汰あり、左京大夫政村越後守  
 實時、城介泰盛、外會する者なり。此日良基御所



を出て逐電後高野不入廿三日酉時俄尔御息  
 所姫君山内殿不入多若宮時宗の弟不入  
 不人人時宗の家一馳集鎌倉中騷動廿六日近國  
 御家人等馳きたる事略一七月一日近國に御家  
 人或は關我や不里或は道を廻りて來たその多  
 一三日巳時甲士旗成あり東西小馳廻り時宗の  
 門外を穿つる也次尔政所乃南大路をて一同小  
 と茂をあく少卿入道心蓮信濃判官入道行開時  
 宗の使として御所小往來兩三度附近の輩皆に  
 御所出でて残もつる不亦者纔小五人四日午時  
 又騷動成時將軍家越後入道勝圓と佐介宅小

御一作將

はる多ふ女房の與成用不是る歸洛乃御首途也  
 廿日入洛時小按るも小宗尊の時宗は此  
 社一不ふ了りたり歸京の後後嵯峨上皇を御對  
 面なく中御門左少辨經任を下されく仰らる  
 旨ありし武家別義な事れを事定りぬといふ  
 宗尊在職十五年鎌倉小其子惟康纔小三歳なりし  
 主とを五年十二月蒙古に牒宰府に來り七年正  
 月北條時茂卒三八年十月長時の子義宗上洛し  
 て北不任す九年二月十五日鎌倉に早馬六波羅  
 の北方義宗の許不來ぬ義宗俄小南方へと勢て  
 時輔をうけ是時宗の兄として弟に家督をら逆



心ありし由ありし社一故也。鎌倉（是を二月の）北條公時教時等縁坐（騷動といふ）して殺し去る。十年五月。政村卒。（六十一歳）義政加判たり。（重時）十一年三月。蒙古襲来。七月宗尊薨。（三十）建治三年五月。義政加判。殘辭をこぼりし時宗一判たり。四年。蒙古阿刺罕。范文虎等大襲来。六年。業時加判たり。（重時）七年。四月四日。時宗病より入道。道果と號す。此日卒。（三十一）寶光寺に葬す。執權廿一年。嫡子左馬權頭貞時十四より家督。其外祖秋田城介泰盛陸奥守を任し威儀恣ふ。時國六波羅より逆心有りて下し。常陸一流し。遂に殺す。（建治元年小南方より時）

孫（房）贈平年五月貞時相摸守たり。其弟頼朝平左衛門尉頼綱泰盛に快く依り泰盛の子宗景驕侈の餘。曾祖景盛を頼朝に由り殺せり。源氏と改め稱す。頼綱は此が氏改る事將軍に志あるを告ぐ。いしりる。貞時をさもたもいし。又實尔其心ありしにや。十一月。泰盛宗景以下の一族并に其同類皆誅せらる。これを霜月騷動といふ。此後頼綱一人より權を執り。薩染して果圓といふ。按る多し。泰盛は祖父高野入道覺地三浦の一族に讒し殺し去り。子孫を免に謀りしに。其孫乃代ふ一家は治ふ。又果圓泰盛を殺すといふ。



其後又たのまも誅とらせぬ。天孫報應の  
乃如く明らかりたり

十年六月、業時剃髮、貞時宣時を加判時業孫  
正應元年、貞時るか、後宇多院孫  
より勢て伏見即位あり、二年九月、鎌倉騒動、  
將軍惟康親王、俄尔上洛、八月十五日、鶴岡放  
生會ありて、貞時宣時供奉して、渴仰せし、俄に  
綱代輿ゆにまにた勢て逐出せり、在職廿四年、  
貞時院後深草院に御子當令乃御弟久明親王を迎  
せし、十月惟康親王娘、久明十六に御息所  
となす、永仁元年、三月、貞時初て北條兼時を波

羅より筑紫へ遣し、鎮西探題とし、長門に探題依  
置て、西國中國に事代掌り、夷賊を討つとす、時兼  
ハ時頼の孫、建治九四月、鎌倉大地震、壓死一萬人  
年小波羅より、此比果圓恣尔威をふるひ、二男飯沼判官  
を父小たとらふ、時人飯沼殿といひ、又安房守に  
任ず、果圓驕り餘り、飯沼将軍ふとむと謀ふ、  
果圓の長子宗綱うくと告うと、頼綱入道を飯  
沼を誅せらる、宗綱も佐渡へ流さ、其後召返し  
て管領たらしめし、又罪有て上總へ流さ、此、  
四年十一月、三河守範頼の孫吉見孫太郎義世  
叛謀の聞えありて、鎌倉より誅せらる、五年、貞時



國國へ使弒遣し。守護に善惡。民間に疾苦を問ふ。是より年々に遣ふ。又其使にゆくと云ふ。惡事あるを。貞時とらふ。出羽の羽黒乃山伏來て直訴せしむ。使の惡事弒亂。罪不行ハ。使百人餘也。其後諸國よく治りて。人皆善政。弒稱す。正安三年。正月。貞時使をつら。後伏見院弒たろして。後二條を位。八月。貞時入道。崇演と。其壻師時。讓職。又時村を政村の子にて。長者た。師時に副て。執權加判と。嘉元三年。正月。宗方時頼の孫時村を殺す。是を。師時時村二人。貞時の名代して。執權と。

小宗方師時と權弒争ふ。時村弒殺し。師時弒謀る。久明將軍に仰せ。稱して。兵を集て。時村弒夜討す。時村貞時怒りて。陸奥守宗益と。宇都宮貞綱。宗方弒ら。其同類を弒。宗宣。師時副て。加判と。德治三年。即延慶七月。貞時の計ひ。久明親王弒逐出。其子守邦親王と。主と。久明在位廿年。守邦纔七歳也。應長元年。九月。師時頓死。十月廿六日。貞時卒。寂勝園寺と。執權當職十八年。剃髮。後十年。合て廿八年なり。嫡子高時九歳なり。宗宣と。熙時と。連署執權たり。熙時。貞時頼



心。貞時の内管領長崎入道圓喜と高時の舅秋田城介時顯と遺言残る多し高時が輔佐す。圓喜頼

綱の甥。光綱の子。時顯ハ泰盛の弟。顯盛の孫

按多し。世人貞時の善政を稱す。法皇とて十

四歳あり。父につぎ。十五歳より外祖外舅が殺

一。泰盛其主伐逐ふ事二人。惟康帝位を廢す。宗景

事二代。後伏見其威伐恣にして東宮伐たて終

ふ。之皆うたか心不任せ。孫承國家既尔善政

其稱すといふと。之は代平氏頗ふ。諸國

泰盛果圓吉見宗た。一事の稱を。諸國

方前後四個度也。た。一事の稱を。諸國

亦使伐廻らして民間に疾苦を訪ひ。事乃

山や

正和元年。六月。宗宣死す。熙時一判。圓喜時顯を

威伐す。四年。熙時死す。基時貞顯執權た。基

業時。孫。貞顯。義時。五年。高時十四より執

女孫。金澤實時。孫なり。五年。高時十四より執

權となす。基時辭す。文保元年。三月。高時相摸守。五

二年。關東より花園を拓る。後醍醐が法。元

亨二年。奥州安東五郎叛す。おまろ又太郎といふ。

一族といは。う爭論事あり。圓喜耄。其職

職。張嫡子高資。小ゆつ糸。高資驕て高時伐を以

ら。ろ。ろ。比。を。兩方より略伐取りて。五

か。私。あ。を。五郎憤た。也。又攝州に渡邊。紀



州に安田、大和に越智をとり武家小叛く。承久以來武士乃北條にまむ事始なり。正中元年、土岐頼員、事あり。二年、資朝後基下向乃事あり。此年十月、前將軍惟康薨。嘉暦元年、三月、高時入道す。崇鑑と號す。舎弟左近、大夫泰家小職と讓る。長崎高資とす。泰家入道して、惠性といふ。北條守時、維貞執權とありて、高時の旨を承て事を行ふ。二年七月、維時卒。元徳二年六月、茂時執權たり。照時九月、高資の逆威甚し。高時、高時竊小其一族高頼して誅せんとせし事あり。高頼奥一流に祀りて高資の權彌盛

也。元弘元年八月、帝笠置に行幸。九月、笠置陷。帝茂正成、兵起。八月、赤松、兵起。二年五月七日、京陷。仲時、時益討。廿二日、高時等義貞を為す滅す。當職十一年、其後七年、一歳守邦將軍同日入道して、七月卒。三十三歳。按する小北條九代とは、時政、義時、泰時、時氏、經時、其弟時頼、時宗、貞時、高時といふ也。此とて一執權乃世次茂以ていふ。時氏父小先て死す。九代小先あり。その一血統とていふ。經時、時頼兄弟なり。共に一世なり。九代



少何ら實を八代なりし。我いふて九代とて  
 申すもや。其中時政義時父子の姦惡前に論さ  
 してのたゞ、はきや天下に武士彼我仰ぎし事  
 多義時承久の亂後、多々此嗣所を悉く軍功  
 ありし輩に分ちあたへて、たのま一府を領  
 せりし。一事りやあふへる。泰時の賢を以事  
 いたふ不及。猶見ゆ。はては嫡孫經時  
 執權程文より其人稱をへる事それと  
 又そのはる事とれし。將軍頼經に職儀  
 讓り落飾ありしを、經時を計ひのやうに申す  
 といふ。ありし。其弟時頼の事を其悖逆不

智既小前もろし。ぬ。時宗又持明院殿と大覺  
 寺殿と兩流のをり。御位を後しめさふ。一  
 として帝位を亂し。其主を逐ひ。尊其兄を宇川。時輔  
 こと此ら皆人倫を理なき。たゞ大元を兵頻り不  
 我國を冠き。我たの色鎌倉におありたりし。其  
 破る。此一條其器度にまひはりふ。一  
 貞時の事又前小論しぬ。世の人時頼をならへ  
 稱を以てし。諸國を巡察使と下努し。一事のま  
 也。高時の事不至りて。論するにきら。次  
 正統記をいそく。大方泰時心正しく。政す。其不  
 にして。人をはら。其物おれ。公家乃御



事をたそくし。本所所煩を止し。は。風所前小  
 塵なくして。天乃下則志何ありき。年代殘累祿  
 一。事偏尔泰時うり。と申傳ふ多ふ。陪臣也。  
 て久し。多權を執り。事多。和漢兩朝。先例を。  
 其主を。頼朝より二世を。は過す。義時い。  
 れ。果報ふ。る。ら。家業。始て。兵馬。法  
 權。殘。三。稀。事。や。法。殊。な  
 る。才徳を。聞え。次。又。大名。下。に。心。や。有  
 今。中。二。と。は。り。身。は。り。  
 だ。彼。泰。時。相。續。て。徳。政。を。先。と。し。法。式。殘。固。之。也。  
 已。分。を。量。る。の。こ。を。親。族。并。に。あら。ゆ。ゆ。

武士。り。て。も。成。し。め。高。官。位。を。望。ま。の。な。り。あ。き。  
 其。政。は。い。て。此。に。衰。へ。終。尔。立。い。ぬ。る。天。  
 命。終。る。姿。也。七。代。よ。て。保。て。事。を。彼。り。餘  
 薰。を。恨。る。所。な。り。と。い。は。は。り。保。  
 元。平。治。り。此。う。た。の。を。利。は。り。に。頼。朝  
 と。以。ふ。人。を。泰。時。と。い。ふ。者。を。わ。ら。ゆ。り。日  
 本。國。の。人。民。い。り。な。る。ま。り。此。以。て。を。し。  
 久。知。ら。ぬ。人。也。故。そ。れ。く。皇。威。の。衰。へ。武。備。の。な  
 ら。な。る。と。思。ふ。不。も。誤。也。泰。時。う。昔。殘。思。ふ。に  
 は。多。く。誠。あ。る。所。り。あ。む。り。子。孫。は。さ。な  
 と。心。あ。ら。し。な。ま。と。固。く。し。法。の。な。り。に



行いふまゝハ、及んばなうら世をえ累ね、一母  
 抄、按るるに、泰時其異母弟、政村小怨なく、又乃  
 二年の後に、皇統に從五位下、叙し、四條院  
 崩御の後、皇統に從五位下、叙し、四條院  
 乃皇子後、嵯峨院、成立す、又其、太田道  
 主君、頼經を、敎、院、成、敗、式、目、成、さ、た、む  
 灌の説、中、泰時執權、時、僧ありて、公、善心  
 あらは、一伽藍を、を、終つと、いふ、泰時建立乃  
 事、有るむ、其功德、い、い、ん、や、少、い、ふ、一、宇、所  
 伽藍を、建立し、ぬ、ま、は、治世安民、後生善所、子孫  
 繁昌、乃功德、ありといふ、泰時佛法、神道聖法  
 とは、何、ま、の、優劣、ある、僧、を、た、へ、て、神道聖法、  
 佛法、を、及、う、た、し、泰時笑て、一師道、尔、くら、け

現一作理

社を萬第道、小まとは、い、い、ふ、事、山、有、一  
 之、我國、北宗廟、太神宮、を、小社を、茅、を、た、り、て  
 又、ま、ら、勢、強、い、と、を、御、惠、を、秋、津、洲、小、を、河、和、僧  
 此、心、正、し、ら、ら、ね、功、の、大、小、に、よ、ら、ん、志、道  
 不、協、不、時、ハ、求、さ、は、小、善、縁、何、と、と、勸、免、を、は、  
 か、り、れ、ん、我、我、賺、し、て、伽、藍、を、た、て、よ、を、い、ふ、を、大  
 小、過、ま、る、小、し、り、今、伽、藍、を、建、た、は、其、費、大、小、  
 て、國、此、煩、な、る、一、一、小、社、安、民、の、便、な、ら、ん、民、我  
 苦、む、る、形、不、一、一、現、世、安、穩、と、を、何、成、ら、ん、か、  
 一、世、と、治、免、後、類、眷、属、と、を、こ、く、む、し、を、現、世、安  
 穩、と、は、は、ら、ん、子、孫、善、な、ら、ん、祈、ら、ん、と、を、榮、へ



惡あはれを祈るとも亡はなす。我家業たふす。
 くら知る事さうた。況や我道ならぬ事とや聖
 賢乃道神道此意の深長なほいりてか知り盡
 ちてき。一夫乃主萬乗の君を渴仰し、不佛
 道を祀るあり、とは申うと。和僧鎌倉小阿
 らは政は妨とそなを。浅智の人家業は失不媒
 ともなをふむとて。鎌倉は追出し、其後鎌
 倉の僧と祀ふ畏て。人伝誑うと。次、泰時、
 賢才ありしや。時頼、代不建長寺と建し、
 鎌倉中小五山とて大なる寺とそあはれ作り、
 其外國國丹寺を作る事數とそらる。國乃寶大

くに費、盜賊巷ふとちぬ。尊氏、夢窓國師と
 いふ僧ふうふ預らゆきて、人龍寺はたて、あ
 るふそららぬ事多うりき。武將乃身として、
 かるそらに惑ては、國は治むると難うは。
 寺作るこ、後、あ繁たると、四海をみ、
 不流離乃民をすくふ謀、ああらるは、



讀史餘論卷八  
 筑後守從五位下源君美著  
 萩原裕校正  
 元弘三年六月七日御歸洛年號并御  
 方并に公家武家僧徒國より上洛七月廿三日  
 護良親王御入洛任征夷將軍十月十日北畠顯家  
 時小參議茂陸奥守小なりてはうハさ依義良親  
 右近中將也奥へ了了結城上野入道道忠  
 王後村上也也奥へ了了結城上野入道道忠  
 後見十二月廿八日成良親王十一歳鎌倉小御下向

讀史餘論卷八

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

後醍醐帝中興御政務事

元弘三年關東正慶二年六月七日御歸洛年號并御

方并に公家武家僧徒國より上洛七月廿三日

護良親王御入洛任征夷將軍十月十日北畠顯家

時小參議茂陸奥守小なりてはうハさ依義良親

右近中將也奥へ了了結城上野入道道忠

王後村上也也奥へ了了結城上野入道道忠

後見十二月廿八日成良親王十一歳鎌倉小御下向



あり是利左馬頭直義兼相摸守執權を建武元年正月大内裏高倉院造らる安元三年大内燒たり安藝周防を料國尔寄ら此日本國乃地頭御家人  
 所領得分二十分一を懸課せら此時初て紙錢  
是朝交三月本間澁谷鎌倉を罷して  
鈔敗す筑紫小規矩糸田兵を起し河内尔兵起りて  
 飯盛山小籠り伊豫尔赤橋の兵起りて立烏帽子  
 峰尔小も亦程ふく飯盛を楠くさきに免に敗ら立  
 烏帽子を土居得能尔屋ふら此筑紫を大友小貳  
 小破ら其そのちま川大功賞せ其亦是利治  
 部大輔尔武蔵常陸下總左馬頭直義小遠江新旧

左馬助義貞に上野播磨子息義頭尔越後兵部少  
 輔義助尔駿河楠判官小攝津河内名和伯耆守に  
 因幡伯耆其外公家武家小二個國三個國銭給不  
忠顯赤松圓心りを佐用莊一所と給  
個國給りり三月十  
 一日萬里小路藤房卿出家せり梅松論尔元弘三  
 年天下一統といはれし諸國小國司守護  
 代定免卿相雲客各其階位小登りし程實に免て  
 たうりし御聖断み趣五畿七道八番小分此卿相  
 と以て頭人として新決所と號して新尔作らる  
 是は先代引付沙汰のたけ所也太平記

太平記の



也。大議亦おろては記録所より裁許あり。又窪所  
と號して土佐守兼光、太田大夫判官親光、富部大  
舎人頭三河守師直等、成衆中として御出ありて  
聞召昔此亦少く武者所を置れ、新田の人人を以  
て頭人として、諸家乃輩、成結番せられ、古此興廢  
遠改て、今此例も昔此新儀也。朕は新儀は未來の  
先例も多しと、新なる勅裁漸漸聞へを、記録  
所決断所を置る事と也。近臣臨時に内奏成経て  
非義を申行ふ間、綸言朝に變り、夕に改り、諸人乃  
浮沉及掌成事と也。或も先代滅亡に時逃れ、成  
輩又高時の一族等被官成外、寛宥の儀を以て

死罪を宥められ、天下に同の法成りて安堵乃  
綸言成り、成事と也。所帯を各々、輩恨成  
含む。太平記より元弘三年、八月三日より軍勢息  
賞乃沙汰あり、として、洞院左衛門督實世成上  
卿に定めらる。諸國に軍勢功状を捧て思成望む  
輩數を志らぬ、實に忠ある人、功を恃て誦に成  
忠なきものも、奥に媚に寵に求めて上聞成掠る  
一聞數月成間、僅に餘人に賞成行れ、として、事  
正路にあらぬ、として、やうて召返さる。萬里小路中  
納言藤房を上卿とふ事、忠否を亂して申あは  
へんとせらる。内奏より、朝敵を、として、



安堵茂賜あり。忠なき者五個所十個所の所領  
 たり。藤房諫茂納り給て病と稱して辭す。其  
 後九條民部卿光經を上卿と奉り侍。諸大将其  
 手に忠否を尋究て申り給へり。相摸  
 入道に一跡、内裡供御料所あるは。四郎左近  
 大夫入道乃跡は兵部卿親王へ。大佛陸奥守あ  
 と成り准后の御料。此外相州乃一族關東家風  
 乃輩の領をば郢曲妓女蹴鞠伎藝能者とし衛府  
 諸司。官女。官僧等に一跡二跡を合て内奏しり申  
 出。軍兵不可行。關所なき。光經も口んをば

一本無下  
 官字

多く年月代送らふ。又雜訴の沙汰をば。能芳  
 門左右の多た。決断所。或建。その議。遂の人  
 才學優長の御相雲客。記傳明法外記。官人と三  
 番。今分ち。一月。六個度。沙汰の日。或定めらば  
 或ハ内奏より訴へ。勅許と蒙り。決断所より論  
 人。小理。或付らば。又決断所より奉主安堵と給へ  
 り。内奏。其地を別人乃賞。行り。或ハ  
 たり。所領一。所。四五人。給主付て。國國に動亂  
 やむ時なり。又日比を武威。小誇り。本所をなす。或ハ  
 武士。ソ。諸庭。奉公人となす。或ハ  
 香車。後。或ハ青侍の前。小跪。世に盛



衰時の轉變。なまなく憂うらぬ習とち知りなごら  
 今公如くみて公家一統に天下ならむりハ諸國  
 能地頭御家人も皆奴婢雜人のふせをみてある  
 一、あつさいいふを不思議を出来て武家四海  
 能權を執る世中も又なまごりともふ人の  
 多うけり。梅松論に京都に聖断を恨を念む  
 時分下の御前左馬頭殿鎌倉に御座あり今  
 東國乃輩ふま歸服して京都には應勢さり  
 一統に御本意今もたふて更にも其益を  
 一思召さき武家も又公家も恨を念し頼朝卿に  
 ともく天下を專にとん事を以ておとたも

故に公家武家水火に争りて元弘三年も之移  
 べきり建武元年元三節會以下乃儀式ハ昔も  
 一多體也。いと世の中人の心を調ふは  
 物さのりく見えし大塔宮義貞正成長年潛  
 尔叡慮を言けうち立事度度小及へとも高氏に  
 つまし軍勢數をたら合戦難儀を承へて  
 既小軍あるへて日多し事を延さん免た無為  
 乃體して北山殿へ臨時に行幸度小及ふ六月  
 七日大塔宮大將して高氏に御所へも勢ら  
 一と聞えて武將乃御勢御所四面を警固し餘  
 不軍勢二條大路小充滿して事の體大儀小た



以不<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>た。當日無為<sup>レ</sup>なり。事社と<sup>レ</sup>。高氏憤り  
 申<sup>レ</sup>社を<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>まつた<sup>レ</sup>く。睿慮<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>あら<sup>レ</sup>を。宮の張行  
 乃趣也<sup>一</sup>と<sup>レ</sup>て。十月廿二日<sup>ニ</sup>夜<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>參<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>お<sup>レ</sup>つ<sup>レ</sup>て  
 を<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>武者<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>居<sup>レ</sup>籠<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>り。翌朝常盤井殿へ<sup>レ</sup>川  
 一奉<sup>レ</sup>り。武家<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>革<sup>レ</sup>警<sup>レ</sup>固<sup>レ</sup>一奉<sup>レ</sup>り。宮<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>内<sup>ニ</sup>乃<sup>レ</sup>革<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>  
 武者<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>番<sup>レ</sup>衆<sup>ノ</sup>。子<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>勅<sup>レ</sup>命<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>蒙<sup>レ</sup>りて<sup>レ</sup>數十<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>召<sup>レ</sup>預<sup>レ</sup>ら  
 せ。同十一月<sup>ニ</sup>宮<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>細<sup>川</sup>陸<sup>奥</sup>守<sup>顯</sup>氏<sup>ノ</sup>請<sup>レ</sup>りて<sup>レ</sup>關  
 東へ<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>向<sup>レ</sup>り。宮<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>謀<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>真<sup>實</sup>を<sup>レ</sup>睿<sup>慮</sup>よ<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>あ  
 り<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>。御<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>院<sup>宮</sup>に<sup>レ</sup>讓<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>。宮<sup>ノ</sup>を<sup>レ</sup>武  
 家<sup>ノ</sup>より<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>君<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>恨<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>。乃<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>獨<sup>レ</sup>言<sup>レ</sup>あ  
 り<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>保<sup>曆</sup>間<sup>ニ</sup>記<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>尊<sup>氏</sup>昇<sup>殿</sup>官<sup>途</sup>を<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>

承<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>う<sup>レ</sup>。乃<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>恩<sup>賞</sup>を<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>り。其<sup>レ</sup>故<sup>ハ</sup>大<sup>塔</sup>宮<sup>ノ</sup>を<sup>レ</sup>  
 一申<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>い<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>尊<sup>氏</sup>兵<sup>權</sup>を<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>。乃<sup>レ</sup>  
 頼<sup>朝</sup>も<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>。此<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>誅<sup>罰</sup>せ<sup>レ</sup>ら  
 る<sup>レ</sup>。一と<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>社<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>帝<sup>ノ</sup>と<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>軍<sup>忠</sup>に<sup>レ</sup>人<sup>也</sup>  
 と<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>儀<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>。彼<sup>ノ</sup>宮<sup>種</sup>種<sup>ノ</sup>に<sup>レ</sup>謀<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>。尊<sup>氏</sup>を<sup>レ</sup>討<sup>レ</sup>ん  
 と<sup>レ</sup>す。其<sup>レ</sup>比<sup>ニ</sup>畿<sup>内</sup>西<sup>國</sup>の<sup>レ</sup>武<sup>士</sup>楠<sup>子</sup>と<sup>レ</sup>申<sup>者</sup>を<sup>レ</sup>皆<sup>レ</sup>彼<sup>ノ</sup>宮  
 孫<sup>御</sup>方<sup>也</sup>。事<sup>社</sup>を<sup>レ</sup>便<sup>宜</sup>あら<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>尊<sup>氏</sup>討<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>  
 と<sup>レ</sup>。東<sup>國</sup>に<sup>レ</sup>武<sup>士</sup>多<sup>ク</sup>尊<sup>氏</sup>方<sup>也</sup>と<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>。譜<sup>代</sup>に<sup>レ</sup>武<sup>勇</sup>  
 を<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>轉<sup>レ</sup>をも<sup>レ</sup>討<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>。將<sup>軍</sup>も<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>な<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>。後<sup>一</sup>と<sup>レ</sup>  
 聞<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>。建<sup>武</sup>元<sup>年</sup>宮<sup>世</sup>に<sup>レ</sup>心<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>満<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>。七<sup>レ</sup>ぬ<sup>レ</sup>事<sup>成</sup>安<sup>ら</sup>う<sup>レ</sup>  
 を<sup>レ</sup>覺<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>。天<sup>下</sup>を<sup>レ</sup>去<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>。乃<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>位<sup>成</sup>退<sup>き</sup>て<sup>レ</sup>。我<sup>ノ</sup>御



宮入道親房 二歳おなりなり。少成位より弟奉て尊  
 氏以下は多へさ。武士成討て天下をまはすに  
 ちむ思立給ふ。此事いふて聞えたり。主上  
 驚き勢多の宮を十月晦日内裏より捕へ奉ちて。  
 直義の鎌倉におまゝに預置祀。彼御方は武七多  
 之誅せ給祀けり。

今川貞世の難太平記小曰く。義家御置文小。  
 我七代孫小我生祀變て天下成取へくと仰  
 らま。家時御代小あたまたり。猶そ時不  
 来事を知り名を祀るや。幡大菩薩尔禱り  
 たまひてその命と約て三代孫内小天下成取

一免後ゆくと御腹成切多心也。其時御自  
 筆御置文小子細を見えり也。臣之兩御所  
 此御前より故殿を道心省我等なくを拜見申  
 たり。利也。今天下成取事唯此發願也。多り  
 と兩御所も仰あり也。又いふく。元弘御上  
 洛乃時不思議の事あり。三河乃國八橋不  
 御着の時。御前無人。數に不。白衣を女一  
 人參ていふ。御子孫惡事なく。八七代守り申へ  
 一。其支證も。毎度合戦小出ま。時。雨風を以  
 て示し申ま。いと云ふて。夢に如くに矢に帝  
 冠。そ社よりいふ。と御謀叛の事思召定免



て上杉兵庫入道を兵庫頭藤憲房尊氏兄弟の外舅御使として先吉良上總禪門貞義仰合されしに御返事小いふ。今まては遅く、一存しつれ。此事關東御立時より内内上杉兵庫入道を申勸せ給ふや。家時貞氏此兩御所御遺意を大方殿の上杉より仰聞させ給ふと云ふ。是に依りて殊更此人骨残折て河原合戦討死し給ふと云ふ。按ずるに梅松論保曆間記に説皆皆武家此為る潤飾せしもの也。尊氏越階して從三位昇り、參議になされ。三個國に守護成たり。ふ。よてさし給恩賞をなるといふ。太平

記は尊氏宮殿讒をいふをのをたり。保曆間記に説建武元年といふ事以下。則尊氏に讒説趣あるありと見ゆ。又此宮殿に尊氏を叛臣と御覽して、心討はるべしと思召されし事。これ其いふ事あり。事と見えたり。難太平記に説ふに、尊氏武家此代に奪むと思召されし事年久し。たゞ尊氏直義兄弟とこれいふひのこみ。家時貞氏乃代より其志有りと。便なるも。但其勢を假れのみ。朝家の御為に



義兵を擧げられしよりあはれに天下のありさる思ひは、公家一統の代とありしは、いふを以て故、右大将家乃とく武家の代と成るやと思はれ、社事、官を以て御覽しつるに、速に討つべしと思召されしと、御許よりありしを以て、そのうちいふ内、尊氏やうて其社母して、准后ひさより一申せし、後帝は、并ふはとひ終つり、又按るるに、中興に初政悉く議すべし、是ら次り、社事の時に、中興に業を創業し、猶またとありし、譬を創業とありし、小家は

くふ、如く、造立乃功、そのを也とい、屋と其功、代々いぬまを、其家數百年、社保し、大厦に破傾き、を以て、修造をんとも、社事とも、大儀の事を、鄙に諺る、角直さんとして、其牛殺をりといふ、類誠に、いふ、初攝關、人人、乃權、社河、多、いふ、後三條院に、御位の、後、幾程、多、昔、いふ、社事、いふ、其、衰、一、甚、いふ、社、多、也、譬、小破の時、いふ、やうて、修造、する、屋舎、の、如、く、頼朝、天下、に、權、を、分ち、北條、九代、より、社、を、以て、世、に、社、を、後、を、



六十餘州の武士その勢を張て其威を傳  
ふまゝふしたりき。其後以て今無功能人  
人の下に手残東孫膝を、む辱きそれ不但  
世に傳ひ乃おとと古へ朝家乃いまた衰へ  
て一代の如くにそしつへはまむとまふ事  
は基傾き破社しをやうてたし直して粉飾を  
加ふる不殊ら次其覆らむ事日をさして待へ  
し然る不民の肩いまたやをさるる大内  
茂建られんとしおの官官勝妻伎能法師の類  
小所領賜りて軍功あるものも今賜ふとい  
ふ事とれくきあはれぬるをやうて名返

ふる、乃類、是其亂を招きまふ所也。且を  
又ふらる時乃急務刑賞此二川不志之はを  
恩をたて威をたつ此二川不志らて叶ふ  
らら次小功乃輩いふ及ら次先賞をら  
社し大功能人其功の多少を論をられし所  
悉く其所残得たりき。今試に其功残議をん  
護良王の功を中に及ら次。但し是を正しき御  
父のた免ふればさもあつしや。功臣ふたの  
てハ正成を以て第一とをへし其故ハそしめ  
笠置わちて天子西州不蒙塵ありし時不阿  
系て六十六州乃うたふ、此一人其節残改免



まゝして、その乃小勢を以て東國乃大軍と戦ふ事年経し、而も小武家亦背く輩を彼是出来たり。此人を王家の御為に勲勞たり。そのは、新田、足利、赤松等、人々其志、成立ち事叶べらる。其次に義貞乃功最大也。是の巨魁を止むる故なり。而て其次は、赤松那和、以つて成上り、いつ社をり下と、さ、赤松の功小非也。六波羅、やふと、帝と、之船、上、おた、ま、す、と、元、鎌倉、い、ま、を、滅、い、去、六波羅、以、ま、す、敗、社、は、ら、む、り、行、在、尤、危、り、る、也、那和、乘輿、を、迎、へ、て、是、を、守、り、不、ろ、り、勢、さ

ら、ん、は、は、た、た、し、鎌倉に死なれり。誰か、為に其功、成、し、奏、す、べ、し、然、ら、ば、其、窮、鳥、懐、小、入、ま、す、獵、者、下、に、社、成、憐、む、と、い、へ、り、ま、す、て、い、ん、や、萬、乘、死、天子御頼、あらむ、凡、人、た、ら、ん、者、い、て、身、を、以、て、守、り、参、り、と、依、り、ま、す、その功、大、なるに、似、た、社、と、其、事、を、成、し、難、し、と、思、は、れ、也、天子既、尔、海外、不、う、法、さ、社、を、以、て、武、威、殊、此外、小、張、り、日、に、都、外、遠、ら、ぬ、境、小、兵、成、起、し、事、を、其、功、長、年、小、及、け、り、如、く、は、社、と、も、其、事、は、な、り、難、し、と、や、い、ぬ、尊、氏、の、功、ハ、稱、す、べ、し、所、を、よ、し、也、東、兵、久、し、く、正、成、を、為、に



已本作方  
今改之

苦めらるる。赤松の兵あつたる起り。天子船上小  
う法をまひて。官兵都ふ赴き。事以外の外に難儀  
をふり。聞え。且、高時の不るゆひ已ふ滅ぶ  
ぬ。この時至る事。成す所あり。見及、此も  
年比、此志事成ぬ。このなり。成待得ぬと思ひ  
し。官兵亦属す。この由。成申は。六  
波羅乃に。日とて。仕出。この程。戦功  
を。然る。此人を賞せらる。亦第  
一。功成。以て。事心得ぬ事也。さき  
又。其謂ある事。其故。此人乃祖陸奥  
判官義康と聞え。義家の孫。保元の亂

亦。官軍亦属す。一方。大将有り。有る。其  
子上。總介。實け。八郎。為朝。子。依。安。り  
也。頼朝。親。又。北條。志  
左。源氏の一族。中。に。頼朝  
平家の兵。防。之。免  
乃。大将。と。成。之。世。覺。え。り  
也。受。領。を。執。し。申。上。其。子。義  
氏。外孫。を。彼。家。に。親  
之。承。久。時。一。方。大。將。を。此。其。子  
子。泰。時。外孫。其。子。頼。氏。泰。時。孫。女  
て。時。氏。娘。腹。小。生。る。其。子。家。時。又。時。茂。の

續史余論



外孫より其子貞氏も時氏も外孫を宗此貞氏  
 のを上杉の三郎頼重壻とありは尊氏直義の  
 北條の外孫もあらざる代北條も親  
 しく且も源氏に未葉也は此度一方乃  
 大將よりその社ありは帝を年比此人  
 死事をはさる者也と名取しは社一方  
 乃大將よりその社と聞えし御方々参る  
 さまを船に上申され社に程し小の頼母  
 しく悦ばしくも思召たりきむ義貞如  
 とも同し源氏の流りて殊小此人乃祖新田義  
 重入道上西と申は是利に祖義康乃為に

系利を八幡殿に男義國に流しを嫡家  
 頼朝不快の事なり其代  
 二に左ありは社一人を去り上野國小  
 主社に世も知ふ人なりは帝も猶  
 聞も及ひは社一人は其功殊小大を  
 一々ハ父子兄弟是を四個國に守護  
 位上左兵衛督して播磨守に兼らる  
 其代小大功といは社一人乃功議  
 誤多しと見えたり事太平記等に  
 小功の輩に忠否明ならざる事



あると云ふはとくをゆるし、さらハ形と世亂  
社を以て安んず

建武二年春三月西園寺大納言公宗謀反して誅  
とらる。五月廿一日出羽乃任人國司葉室宰相光  
顯弒殺す。名越太郎時兼北國小起り。相摸二郎時  
行ハ信濃國小起りて鎌倉小むらハ直義死さ  
む。一軍勢無利して敵攻入リ。直義成良親  
王を伴ひまゐるを。七月廿三日鎌倉成利ハ八月  
二日尊氏克徳退治のき久不出京。正統記ハ建武  
乙亥秋乃比高時餘類謀反起りて鎌倉入り  
ぬ。直義ハ成良親王を引いて三河國まで

本脱餘  
今補之

遁れし高氏を申請て東國小向い多分征夷  
將軍并小出國總追捕使と望む。征夷將軍ハ  
なす。征夷將軍と許さす。太平記ハ征夷將軍  
并小出ハ個國乃管領成望む。征夷使事關東靜  
謐死す。東ハ個國管領死事ハゆらさ  
る。此の事なす。御諱死字成下さる。梅松論ハ  
關東合戦乃事先左らて京都一申さ。此ハ小  
て將軍御奏聞。直義無勢。防戦  
多。智略なき。あがりて。海道に引退之由其聞  
ハ。此ハ暇成給りて合カ成加ふ。旨海申  
度度不及。一も勅許なき。間。所詮私ハ。天



下野御為の事と申す。八月二日、京都成御立  
あり、此は公家成叛さし人久其數成知るありし  
に、皆喜悅其眉を開て御供申あり。三河矢矧にて  
京都鎌倉兩大將御對面あり。關東御下向遠江  
此橋本、佐夜中山、駿河高橋繩手、箱根山相摸川、片  
瀬川より鎌倉に至るまで七個度成戦あり。勝  
て、八月十九日、鎌倉御攻入り、先徒悉く自害  
す。去程御座ありし、京都より供奉成輩を勲功  
に賞に候つるを悦び、又前代與力成輩を死  
刑流刑成宥られし程、小の忠節を致さむ

事を成すにぬ者、今より少くも、京より親  
類成使者とて賀し申さる。又勅使中院藏人頭  
中將其光、關東御下向。今度東國速に平さし事、感  
感再三也。但し軍兵成賞おれ、京より綸旨  
成以て行ふ。まじり早早歸洛ありと也。  
大御所急参ありし御申あり。所下  
御所御上洛然る一より、其故高時亡死て天  
下一統と事併御武略より、然る頻年京  
小御座ありし時、公家并義貞、隱謀度度小及、  
も御運ふるに、今に安全也。大敵成中成  
遁れ、關東御座然る、左より、以て御



申ありたるふらむて御上洛伐止られり  
按るる小正統記保曆間記太平記共小尊氏下  
向死事伐望る一時小征夷將軍并々總追捕使  
を望み一伐許さきたる一由也梅松論は下  
向死事をゆるはるさち一やうに記しるは  
去は潤飾乃辭也尊氏は請ふ所は叶はさる  
を憤りて下りてをさく公家の御過阿系やう  
ふらむ一もの也  
南朝記傳尔冬十一月十八日尊氏細川阿波守和  
氏伐以て奏状を捧ぐ同十九日一宮尊良親王并  
新田義貞に節度伐給ふ太平記は尊氏勅約は

上なきを以て以て宣旨伐を不被下小未して  
征夷將軍と稱して東八個國管領の事勅許すは  
もとて先新田一族乃拜領したる東國の所領共  
を悉く此度の軍功の輩もあて行ふらむて尊氏  
關東伐平々一後隱謀あふり一聞へて追伐の宣  
旨を下さふつさるて有りに親房公明頻々諫申  
しれり法勝寺の慧鎮上人伐下さる事やう伐  
尋ね究るは負一とて既尔關東一下らむと也  
經社一日尊氏細川阿波守して奏状伐さく  
るに奏状より建武二年十月日とあり正統記小  
義貞の奏状より十一月日と記さる  
東國を去はまり小計を尊氏望む所達を次一



謀叛を起す。聞へり。建武二年十月十日餘り。や義貞を追討せし。奏状成奉る。すなはち。言上り。事此多。京中騒動す。保曆間記。小尊氏直義海道所所合戦。小打勝て。諸人降参す。然由に故大塔宮の御方人臣下の内。多や。何れも。尊氏謀反。志あふ。一。讒。一。申。して。義貞依。招て。種種。み。た。ら。ひ。を。な。り。て。左中將。小申。成て。上野。を。尊氏。分。國。たり。此説誤也。義貞。小申。あて。あり。尊氏。上。洛。せ。は。道。よ。て。討。逐。き。し。を。義貞。小仰。す。み。て。尊氏。伐。名。さ。る。關東。勢。を。直義。小告。ね。き。一。身。急。き。馳。参。す。し。と。云。云。尊氏。勅。定。小應。り。て。上。洛。す。由。

武一作兵

所。小。京都。より。内。内。此事。伐。告。り。不。由。あり。多。由。也。又。直義。を。東。國。乃。任。を。不。審。不。存。し。て。留。山。計。祀。尊氏。其。洛。也。梅松論。小。今。度。尊氏。直義。は。供。奉。能。人。也。は。信濃。常陸。の。關。所。伐。充。行。る。多。所。小。義貞。討。手。伐。給。は。り。て。下。向。け。り。聞。え。り。聞。ま。つ。義貞。分。國。上。野。守。護。職。を。上。杉。武。庫。禅。門。小。任。せ。られ。用。意。の。た。え。る。國。小。下。る。う。き。り。程。に。京。都。伺。候。の。親。類。代。官。共。を。急。ぎ。都。へ。上。り。關。東。小。忠。を。存。せ。る。人。を。又。京。都。より。引。け。下。る。間。海。道。上。下。の。輩。俄。小。織。綺。の。と。り。按。さ。る。に。中。前。代。滅。し。る。を。八。月。十。九。日。也。尊。氏。

讀史余論

卷一

一七



此奏状を捧られし十一月十日餘也。中間九  
十日よりいふもやあふへき。此言ち兵部御親王  
の御事此聞えたり。いふは御事小や、  
らて勅使を下さし。梅松論此説のふと  
之なふし。保曆間説乃如く。此言ち義貞乃奏  
状もそ及はば。又上野伐此時義貞小孫里しと  
以ふを誤也。延元元年二月尊氏伐筑紫。追落  
せし功もよりて。左中將任せら。此義。又梅松  
論。義貞下向と聞えて。上野伐上杉に充行  
し。しつふ。毛文飾乃辭也。義貞十一月十九日  
に追討乃宣旨を發せり。即日發向。同十五日に

矢別合戦を重。此事鎌倉小聞えて。上杉上野一  
下り。義貞一族乃代官非上洛を命ぜり。いふ  
符符合せぬ。や。太平記此説乃如く。事情  
小可なり。王。左々。義貞追討の宣らう。ふら。此  
し。と風聞あま。はとて。其領國をたし。とらむ。を  
豈逆節。は。ほ。ほ。さらむ。や。梅松此作者尊氏の  
免に非。残飾りぬ。此と。遂尔其辭を得。さ。系し  
と見えし。思ふに尊氏鎌倉へ入ら。し。のち勅  
使して召し。し。のと。急に参る。へ。さ。由を申し  
て上ら。其の内。小。た。して將軍と稱し。又。東  
國。此中。戎。武士。此軍賞。し。行ひ。し。と。聞へ。し。後



小奏状を捧ぐは、不願し。又太平記より、  
 義貞下向と聞えて東兵殺せし由を、此と。  
 之符合也。十一月十日餘り、小奏状京師小至  
 り。去月廿五日、小矢矧合戦を、此と。正統記、此説  
 此如之。小奏状奉りて、此打ち打ちたし。  
 同十一月廿七日、矢矧合戦。十二月五日、手越河原  
 合戦。皆東兵利なくして箱根小引退之。同十二日、  
 箱根竹下等乃戦官軍利成りて引去り。梅  
 松論、小さるふと、直義を箱根山小引籠り、水飲  
 然不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>き、要要害として御座あり。小仁木  
 細川師直、師泰等以下一人當千、此輩陣をと、此將

軍は先日勅使下向、此時歸洛あり。下<sub>レ</sub>と、此御參  
 たり。事御本意、此あり。此と深之歎思召、此て。今  
 度此事條條御所存あり。政務成直義、此  
 御讓あり。細川源藏人頼春并近習兩三輩、此あり。  
 之、竊に淨光明寺小御座あり。此と、此に。按、此る  
 平記、此中先代の時、箱根山よりして、天下を、此難太  
 之當家を自由あり。此と、此あり。此事也。海道  
 の合戦難儀、此あり。聞召て、頭殿命を、此隕、此と。  
 我ありて、此無益也。た、此違勅ハ心中、此小仁井て  
 更尔思召次、先立て諸軍勢を、此向、此と。此と  
 御遠慮あり。今、此小山結城長沼、此一族を、此惜之  
 止めらば、此其勢二千餘騎を先陣と定めらる。十二



月八日 鎌倉を御立あり。按るる小。手越 諸人箱根  
の御陣 尔加え利言御合戦ある。去小やと思ひ  
しに。將軍謀れ不勢を承る。我水飲小い。を其敵  
支ふるは。り。小て利なる。箱根山越て  
合戦せば。敵驚き騒。ん所を敗。ん事案死内也。  
とて。十日。夜。竹下路夜。免て。明。ふ。ま。ち。辰  
一點。小新田。乃。脇屋。を大將。より。足柄。明神。南。死  
野に。老。く。く。尔。を。先陣。小。を。下。野山  
小。上。上。小。坂。死。下。に。う。け。合。戦。死。に。敵  
堪。し。て。引。退。く。成。勝。小。乘。り。て。三十餘里。追。つ。免  
て。藍澤原。より。て。數百人。を。打。こ。ふ。翌。十二日。京勢。駿

河小引志り抄る

合按るるに。此説を以て之實録と見え。さうを  
太平記。尔尊氏。鬻。成。切。て。建長寺。に。入。り。殘。直  
義。鎌倉。に。歸。り。て。上杉。伊豆。守。重。能。と。謀。り。て。法  
く。程。論。旨。の。ま。て。引。出。と。し。と。あ。は。る。尊。氏。ハ。勅  
尔。背。の。さ。り。し。う。也。直。義。乃。詐。謀。を。ま。と。以。て。む  
き。あ。に。は。く。社。を。辭。な。す  
と。つ。た。を。竹。下。佐。野。山。伊。豆。國。府。三。個。日。死。合。戦。再  
うち。勝。今日。十三日。尔。兩。大。將。一。手。に。な。り。て。府。中  
より。理。車。返。浮。嶋。原。小。至。ふ。ま。て。陣。殘。と。ら。そ。とい。ふ  
所。なり。十四日。御。逗留。あり。を。承。議。小。云。不。是。より



兩大将鎌倉小御歸有て關東を御沙汰あふ一。  
又一議しをて關東殘全しあふとて海道京都  
乃合戰大事なり。志らし一手にて御立あふへ  
しと有令社も。同十五日。海道爾向をふと云云。  
延元元年。足利家三年也正月十日。尊氏都尔入。帝  
を叡山へ遷幸。内裏兵火をきめにやらゆ。十二日。  
義良親王。北畠顯家江州に着て。佐佐木氏頼を觀  
音寺城に收む。十六日。關城寺合戰。官軍利あり  
し。尊氏、ふく累を追ふて敗る。十八日。九日  
合戰。尊氏遂に利なき。丹波へ奔る。二月三日。  
山に往還幸。花山院に入御。五日。顯家義貞攝州。尔

向ふ。十三日。櫻山合戰。尊氏直義魚の御堂より既  
尔自害せむと云。細川郷に律師諫て九州に赴く。  
梅松論小晦日乃夜半小合戰始りて。尊氏敗れ  
其日夕に丹波篠村に御陣を召さる。二月朔日。  
猶都尔攻入。厚き沙汰に里し。退て功成をす  
る武略の道也と云。細川の人人赤松以下西國乃  
輩殘案内者として。先御陣を兵庫の嶋に移さる  
る。同二月三日。小兵庫に却着ある所。先  
度御教書よ。利て。周防の大内。長門乃厚東兵  
艘より。ありあはれ。こはあら手よて都へ攻入  
へ。二月十日。兵庫城をち。孫五に。楠和泉



河内乃勢を率ゐて西宮濱より終日戦て、思ひ多む夜小入て正成引退く。十一日、細川の人、大將より固防長門勢攻上る。小義自瀬川河原、小吉より弟合て戦ふ。細川和氏乃弟頼春深手ねふ。互に陣成はく、つゝ人馬の息を、つゝせあふ。その夜深て圓心むる。小將軍の御前小参り申ける。是と、此陣成敗りて都小攻入此は御方は、此て大功成る。是、小はく御陣成西國へ、此、軍勢乃氣成を、是馬を、休め、弓箭の用意を、是、重て上洛あらむ。此、合戦、小、是、旗、成、本、と、是、官、軍、を、錦、御、旗、を、先、と、り、是、の、は、是

小對する旗を、是、朝敵、小、似、在、是、所、銚持、明、院、殿、を、天、子、の、正、統、より、御、座、を、移、り、先、代、亡、光、後、に、た、た、て、獻、慮、自、心、より、急、て、院、宣、成、申、下、り、此、て、錦、御、旗、成、さ、さ、き、ら、は、一、さ、也、去、年、御、方、利、を、失、い、大、將、軍、西、方、小、有、一、故、に、是、れ、小、向、い、多、い、一、つ、を、每、度、乃、戦、利、を、う、り、一、は、是、と、御、運、に、り、ま、て、御、上、洛、を、相、違、な、し、今、西、國、を、攻、上、ら、る、洛、中、に、敵、の、大、將、軍、小、む、り、一、は、一、つ、を、御、本、意、を、達、せ、ら、は、一、と、再、三、忠、言、成、盡、し、申、者、程、に、夜、半、より、程、小、瀬、川、乃、御、陣、成、退、く、十二、日、卯、刻、兵、庫、小、入、る、直、義、を、立、歸、て、摩、耶、を、麓、小、御、座、あり



ていかにそ都下向て命を捨て御所存せし  
將軍御問答頻有て兵庫小御歸あり酉時  
うきより船とも小乗し一免成時ハり小御座  
船出さし備後鞆小御着ある所小三寶院僧正  
賢俊勅使として持明院殿より下され是にうり  
て人人以さみあへり今も朝敵の儀有つら  
きて錦御旗残樂之趣より國國に大將小御遣  
さるるに免てき事此按るに此説の如く  
朝の主となき一二月廿九日改元延元と號を  
赤松圓心ヲ謀り義貞左中將小御着義助右衛門佐  
下るるを尊氏ヲ筑紫下向乃時京都より討手下ら

ふ勢之ハりて四國ハも細川一族播磨  
松備前小尾張左衛門佐氏頼代大將  
此城ハ兵殘之免備中ハ今川安木に桃井周  
防より大内長門ハ厚東等と定て宗俊大宮司  
館小着陸し少貳入道妙惠子息太郎頼尚  
等参りてに参侍其後菊池掃部助武敏官方  
少貳の城を攻て妙惠討死しと多多良濱の戦  
小菊池うちほり松浦河田を降参り菊池を城  
をたときれて深山小のりれ八代乃城をたち阿  
蘇大宮司兄弟秋月備中守等は自害し々々九  
州のりくを尊氏ハ屬し又陸奥常陸を朝敵起



利と聞ゆ。ま川東國伐鎮ゆ。義貞少を十六個國の管  
鎮守府將軍とす。被下。義貞少を十六個國の管  
領とす。中於に。尊氏追討。此宣旨。伐なき。義貞播  
磨。小向。義助備前。小む。尊氏。赤松。尾張難  
儀。松浦。黨弁國人等をと。免て。四月三日宰府と考  
つ。五月五日。備後鞆。小伐。至て。六月。至て。軍評定あ  
りて。少貳賴尚。異見。ありて。尊氏。小船。直義。受  
陸。尔上ら。ふ。つ。に。此。時。五月二日。尊氏。嚴嶋  
按。此。時。太平記。は。此時。五月二日。尊氏。嚴嶋  
諸。三。日。參籠。安。結願。乃。日。小。三寶院僧

正賢俊京。下。利。後。伏見院。四月六日  
に崩。院。宣。伐。を。云。云。梅松論。此。説。を。社  
日。此。日。尔。嚴嶋。を。云。云。梅松論。此。説。を。社  
去。正月。晦日。尊氏。京軍。小。う。ち。多。筑紫。下  
死。社。時。備後。鞆。小。持。明院。殿。此。勅。使。賢俊  
来。此。多。異。本。太平記。伐。考。は。二月。八日。小  
兵庫。を。た。ち。十三日。尔。多。多。良。濱。小。つ。死。と。考  
え。たり。は。ら。多。兵庫。伐。を。一。時。院。宣。伐。申請。不  
鞆。至。ら。ま。一日。小。救。使。下。ら。ま。に。非。次。た。も  
尔。九州。と。云。死。不。保。と。て。鞆。小。至。ら。社。一。時。小



賢俊來會と云ふ事。但し錦乃御旗をさす  
 一と諸國に召したる觸ら社一事を以て  
 院宣を下らぬと云。既し持明院殿へ院宣を申  
 請し上は。みづを勇まゝ一とて推て錦に  
 御旗を用ひしと云申す。一は不へ一。六は臨  
 時を謀る出ると見えたり

こゝて大江田式部太輔直義に免小備中福山  
 をたやさむ。義助を三石成りちむ。播磨へ花  
 久。義貞を播州加古川にて備前美作に勢成待う  
 ちて。兵庫へ引退陣とらふ。此を奏せらる。一  
 一。補兵庫へ下は。義貞に力合す。一と

也。五月廿五日。湊川に戦ふ。楠兄弟討死。官軍都尔  
 歸ふ。廿九日。帝山門へ遷幸。同日。尊氏都尔入ふ。建  
 武に曆成用ひ。後伏見第二に皇子豊仁親王を位  
 尔は多申す。と云。明<sup>光</sup>六月二日。京勢山へむ。一  
 官軍難儀。不たふ。十日。小光嚴院重祚あり。廿日  
 合戦。晦日。官軍京成攻て利を失ふ。七月十三日。義  
 貞京成攻て敗す。長年討死。一

讀史餘論卷八



